

平成 30 年第 8 回辰野町議会臨時会会議録

1. 招集告示年月日 平成 30 年 10 月 30 日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成 30 年 11 月 5 日 午前 10 時 00 分
4. 議員総数 14 名
5. 出席議員数 14 名

1 番	小 澤 睦 美	2 番	向 山 光
3 番	熊 谷 久 司	4 番	山 寺 はる美
5 番	篠 平 良 平	6 番	中 谷 道 文
7 番	宇 治 徳 庚	8 番	成 瀬 恵津子
9 番	瀬 戸 純	10 番	宮 下 敏 夫
11 番	根 橋 俊 夫	12 番	垣 内 彰
13 番	堀 内 武 男	14 番	岩 田 清

6. 会議事項

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 平成 30 年度辰野町一般会計補正予算（第 7 号）

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	総務課長	小 野 耕 一
まちづくり政策課長	赤 羽 裕 治	住民税務課長	伊 藤 公 一
保健福祉課長	小 澤 靖 一	産業振興課長	一ノ瀬 敏 樹
建設水道課長	西 原 功	会計管理者	武 井 庄 治
こども課長	加 藤 恒 男	生涯学習課長	原 照 代
辰野病院事務長	今 福 孝 枝		

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	中 畑 充 夫
議会事務局庶務係長	田 中 香 織

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 1 番 小 澤 睦 美

議席 第 2 番 向 山 光

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

定足数に達しておりますので、これより平成 30 年第 8 回辰野町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第 8 回臨時会召集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

本日ここに第 8 回辰野町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しいところ、ご出席賜り感謝を申し上げます。11 月 1 日には、議員の皆様にも参加いただき、駒沢浄水場、藤沢水源整備事業の竣工式が行われました。当時県知事の脱ダム宣言により、駒沢ダムの水道水、利水計画にかわる施設が完成し、小野地区の水がめが整いました。さて、今臨時会にご提案申し上げます議案は、平成 30 年度一般会計補正予算であります。補正額は 800 万円追加し、予算総額は 84 億 6,424 万 2,000 円となります。今回の補正予算は、9 月議会一般質問答弁のとおり、灯油単価が 1 リットル 91 円を超えたため、福祉灯油購入券交付のための補正であります。提案時ご説明申し上げますので、原案可決くださいますようお願い申し上げ第 8 回臨時会召集にあたっての挨拶といたします。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、議席 1 番、小澤睦美議員、議席 2 番、向山光議員を指名いたします。日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。本臨時会の付議事件は、あらかじめ告知のとおりでありますので、会期を本日 1 日といたしたいと思っておりますけれども、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、会期は 1 日と決定いたしました。日程第 3、議案第

1号、平成30年度辰野町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

平成30年度辰野町一般会計補正予算（第7号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、辰野町灯油購入券交付事業実施のための費用の追加であります。補正総額は800万円の増額で、予算総額は84億6,424万2,000円となる補正予算であります。以下、その概要申し上げますと、歳入につきましては、繰越金の増額であります。歳出につきましては、民生費で原油価格の高騰により、灯油価格が上昇していることから高齢者世帯等の経済的負担を軽減し、生活を支援するため対象となる世帯へ灯油購入券を交付する事業に係る費用の追加であります。以上のおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いただきますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

○山寺（4番）

この灯油購入券を送ってもらえる対象の条件と、それに該当する方は申請しなくても自然に送ってくれるのかってということと、この対象者の人数は大体この予算をみればわかりますけれど、正しい人数を教えてください。

○保健福祉課長

はい。山寺議員の対象者等について、お答えをいたします。この灯油購入券の事業につきましては、辰野町灯油購入券交付事業実施要綱に基づいて行います。交付の対象世帯でございますけれども、辰野町に居住し、住民税が非課税世帯であり、町税及び公共料金の未納のない方で、1つ目に、75歳以上の高齢者のみで構成されている世帯。2つ目に、入所していない障がい者がいる世帯。この場合の障がい者につきましては、身体障害者1、2級、知的障害者A1、A2、精神障害者1級の手帳を持っている方です。3番目に、施設等に入所していない要介護者がいる世帯。この場合の要介護者につきましては、要介護度4、5に該当する方です。4つ目に、18歳未満の児童と生計を同一にするひとり親世帯です。また、これらとは別に、生活保護を受けている世帯の方が交付の対象となります。それから申請等交付でございますけれども、ただ今の条件に該当すると見込まれる世帯にあらかじめ案内書を送付

いたします。該当する方は申請書を提出していただくことによって、町より交付をいたします。したがって、該当する世帯の方に自動的にこちらから一方的に購入券を交付するというのではなくて、申請に基づいて交付をいたします。基本的には、該当する世帯の方に申請していただくわけですが、交通とか足の都合で、役場まで来ることが困難な方については、民生児童委員の皆さんを介して申請交付を行うという方法もっております。また、それにもよらない場合には、郵送での手続きも可能といたしております。先ほど申しました、条件に該当する世帯でありますけれども、条件を満たす世帯を機械的に判断いたしますと、高齢者世帯が 689 世帯、それから障がい者のいる世帯が 130 世帯です。それから要介護者がいる世帯につきましては 26 世帯、ひとり親世帯が 43 世帯、生活保護世帯が 50 世帯でございます。これらの条件に対して、複数の条件を満たす場合であっても、1 件の交付といたしますので、それら重複する世帯を調整いたしますと、今回 847 の世帯に案内状を送付する予定でございます。以上です。それからもう 1 点です。給付額に対する割合ですが、申請いただいたあとで、施設等に入所しているかどうかの判断、それからひとり親世帯と住民記録上は判断しても単身赴任をしている世帯等がありますので、このような住民記録と現状等が一致しない場合にはそういう世帯は対象外といたしましたり、これまでの給付の実績を勘案しまして、対象世帯の 9 割くらいが交付の対象になるだろうということで、今回の補正予算を計上させていただきました。以上です。

○議長

ありませんか。

○瀬戸（9 番）

確認なんですけれども、この 91 円は税別ということですね。で、よろしいでしょうか。

○保健福祉課長

はい。エネルギー庁が公表している価格の長野県平均の税抜きです。の 91 円で判断をいたしております。

○議長

ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑討論を終結いたします。これより議案第1号、平成30年度辰野町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり可決されました。以上で本臨時会に付議された事件は、全部終了いたしました。よって、平成30年第8回11月辰野町議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦労様でした。

11. 閉会の時期

11月5日 午前 10時 11分 閉会

この議事録は、議会事務局長 中畑充夫、庶務係長 田中香織の記録したものであって内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 1 番

署名議員 2 番